

相談

年末生活困りごと電話相談会
 日時 12月5日(土) 10時～15時
 内容 借金などの生活相談、賃金未払いや解雇などの労働問題
相談先・圃 福岡県司法書士会
 ☎092-722-4131

全国三労働トラブル110番
 日時 12月19日(土) 10時～17時
 内容 賃金未払、サービス残業、解雇、ハラスメント被害など、司法書士の業務に関する労働問題
相談先 ☎0120-610-787(当日以外は☎092-724-9505 ※平日18時～20時のみ。相談無料)
圃 増田憲之司法書士
 ☎0940-357125

遺言などの公証法律相談
 日時 12月19日(土) 9時～17時頃(1組約50分。要事前申込)
場所 大牟田公証役場
内容 遺言・相続・財産管理・不動産の貸借・離婚・尊厳死など
申込・圃 大牟田公証役場
 ☎52115944

人がハートで支え合う愛のともじび

■養護老人ホーム明光園へ
 (10月)▼大川・三潴鍼灸医師会マッサージ師会マッサージボランティア▼宇木稔▼お茶指導▼植木利江▼美容奉仕▼今村妃呂子▼体操指導▼井上奈緒美▼歌と踊りの披露・鉢植・鉢舞▼歌と踊りの披露・鉢植・鉢舞▼舞踊の披露・お菓子の寄付▼藤間勲光延

■市社会福祉協議会へ
 (10月香典返し)▼五万円(亡母スエノ様)▼古賀幸雄▼三万円(亡父秋人様)▼古賀秋▼二万円(亡妻貞枝様)▼榊島義則▼二万円(亡母マツ工様)▼鐘ヶ江良浩

■大川市奨学会へ
 (10月)▼二万円▼大川市シルバー人材センター(11月)▼五十万円▼大川家具工業団地協同組合

12月は県下一斉徴収強化月間
 納め忘れの税金がないか確認しましょう。**圃** 市税務課課収納推進係 ☎85115514

償却資産の申告を忘れずに!!

(固定資産税)
 法人や個人で事業を行っている人(工場や商店などを経営している人、駐車場・アパートなどを貸し付けている人など)が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品などを「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。毎年償却資産の所有者は、毎年

1月1日現在の所有状況を申告してください。
 すでに大川市の償却資産台帳に登録されている人、平成27年中に新たに事業を開始した人などには、申告に必要な書類を12月中に送付します。
 申告が必要な人で、申告書が届かない場合や不明な点があるときは、問合せください。

資産の種類	具体例
構築物	看板、駐車場の舗装など
機械および装置	木工・工作機械、建設機械、印刷機械など
船舶	漁船、貸しボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型フォークリフト、台車など ※自動車税、軽自動車税の対象を除く
工具・器具および備品	測定用工具類、冷蔵庫、パソコン、テレビ、エアコン、ロッカー、コピー機、監視カメラ、電話機など

※賃借人(テナント)等が店舗などに取り付けした内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人(テナント)等が償却資産として申告してください。

※耐用年数1年未満のもの、取得価額10万円未満の償却資産(法人で減価償却資産として経理している場合を除く)は、申告対象とはなりません。また、3年間の一括償却を選択したものや、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の申告対象から除かれます。ただし、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

ご存じですか?

軽自動車、バイクなどの『住所変更』『名義変更・廃車』

引越したら「住所変更」を

軽自動車税は、原則として、住所地の市区町村へ納入することになっていきます。

住所を変更した人は住民票の異動届とともに軽自動車、バイク等の「住所変更」手続きを行ってください。

名義変更・廃車の手続きは確実に

「名義変更・廃車」手続きを済ませず、そのままにしておく前の所有者に軽自動車税が課税されます。また、実態は廃車となっても手続きが済んでいない場合には、引続き軽自動車税が課税されます。

圃 市税務課市民税係 ☎85115512

種別	申告先
原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車 (農耕用ほか)	①市税務課市民税係 ☎85-5512 ※手続きには印鑑・ナンバープレートなどが必要
軽二輪 (126～250ccのバイク)	②全国軽自動車協会連合会 福岡事務所久留米支所 ☎0942-21-8893
二輪の小型自動車 (251cc以上のバイク)	③九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081
軽自動車	④軽自動車検査協会 福岡主管事務所久留米支所 ☎050-3816-1752
三輪のバイク (トライクなど)	◎50cc以下のもの (ミニカー登録)…①へ ◎51～250ccのもの…②へ ◎251cc以上のもの…③へ



早めの手続きをお願いします!!

(法定)申告期限
 平成28年2月1日(月)

マイナンバー記入を

今回の申告からマイナンバーの記入をお願いします。



お願いします!!

免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

転出・廃業に際してのお願い

転出・廃業などで申告すべき資産が大川市内に無くなったときは、申告書にその旨を記入して提出してください。

家屋の新築・滅失・取り壊し

家屋(住宅、店舗、工場、倉庫、物置など)を新築(増築)したときや滅失・取り壊し(一部取り壊しを含む)したときは連絡してください。係員が調査に伺います。

市税の電子申告

地方税ポータルシステム(e-TAX)では、償却資産も電子申告できます。利用開始にはパソコンの準備や電子証明取得などの手続きが必要です。詳しくは市ホームページの電子申告についてを確認ください。

圃 市税務課固定資産税係
 ☎85115513

おめでとうございます

秋の叙勲

瑞宝双光章



堤清人さん (小保)

堤さんは、昭和34年から51年間にわたり学校歯科医として勤められました。大川三潴学校歯科医会会長、大川三潴歯科医師会会長、大川市社会福祉協議会会長などを歴任され、学校歯科保健活動だけでなく市内外で歯科公衆衛生活動に尽力された功績がたたえられました。

農林水産大臣表彰



古賀幸子さん (三丸)

古賀さんは、農林業センサスの指導員としての職務を忠実にこめられた功績がたたえられました。

大臣表彰